

新しいステージを迎えた デザイン知財に高まる期待

意匠課長 森 則雄

レオナルド・ダ・ビンチは デザイナー

レオナルド・デカプリオの母は、美術館を見学したときにレオナルド・ダ・ビンチにあやかって子の名前を思いついた、というような記事を読んだ。

レオナルド・ダ・ビンチを引き合いに出したが、この人物こそがデザ

インやデザイナーを考える原点でもあり、かつ目指すべき峰である、と私は考えている。

このあまりに有名な人物は、1452年の生まれというから、ベネチア共和国で世界で最初の特許法といわれる「発明者条例」が公布された（1474年）時代に活躍したことになる。そして、世界的な名画「モナ・リザ」や「最後の晚餐」を描いた画

家であるだけでなく、グライダーのような飛行機（製作して飛んだところ墜落したそうだ）、兵器、建築などさまざまな工学技術に通じた技術者であり、解剖学（とはいえ医者になろうとした訳ではなく、人体がどうなっているかの探求）に関するスケッチとメモを残すなど、科学者としての才もあった。

“ Art ” の語源

ルネサンス期ぐらいまでは、芸術と科学・技術は渾然一体で、両者の区別は明確ではない。レオナルド・ダ・ビンチの多才さや、いろんな分野に跨る業績はそうしたことの象徴である、と私は考えている。

“ Art ” は、現代では芸術と訳されることが多い。ルネッサンスの時代より遅れて制定された米国憲法 § 8 や米国特許法 § 100 の規定にも Art の記載があるが、ここでは技術（ Art ）と訳されている。もともと、Art の語源にはこうした“ 技芸（技術と芸術）” の意味合いがある。電通顧問の福原伸次氏（元通産事務次官）も、「英語のアートは、もともと芸術と



スペイン・アリカンテのOHIMにて（筆者中央）

技術の二つの意味を持ち、本来一体のもので、近代化の過程で別々の発展過程を歩み専門分化した」というような内容を新聞記事（フジサンケイビジネスアイ 04.4.14 朝）で話されており、私は同志を得たりと確信を深めた次第である。

デザインとは、近代以降に別々に発展した芸術と科学・技術を、“Art”の語源的意味合い、つまり“技芸（技術と芸術）”に再構築する行為であると考えられる。

デザイン保護ノ起源並ニ発達

こうした芸術と科学・技術を横断的に融合した創作物がデザインであるという考え方からすれば、現状はその一部しか保護がなされていない不十分なものに映る。

その点はこちらではおくとして、デザイン保護制度や特許制度がこれまで果たしてきた役割が何であるかについて、私なりにいろいろ考えてきたつもりではあるが、日暮れて道遠しというのが実感であり、自分なりの答えはまだ見つかっていない。

私が審査官になりたての頃には、大正10年法で審査した先輩があり、議論をふっかけられた。いくつかの書物を紹介されたが、その一つがかの有名な清瀬一郎著作の「特許法原理（復刻版がある）」であった。この書物の『特許法ノ起源並ニ発達』の部分には、イギリスにおける1624年の「専売条例 Statute of Monopolies」により特許制度の原形ができたこと、やがて国王の恩恵から自然法の学説により発展をとげたことなどの記述があり、出自というか、歴史から学ぶべきものに触発された。

では、『デザイン保護ノ起源並ニ発達』はどうかといえば、イギリス型とフランス型の二つ類型があると

というのが、私の理解である。（特技懇誌No.103～に、「18Cヨーロッパの意匠保護...」を掲載させていただいた。）

「RUSSEL-CLARKE on Copyright in Industrial Designs Fifth Edition by MICHAEL FYSH」という本によれば、イギリスの最初の著作権法は、出版に関する1709年の「Statute of Anne アン女王の法」であるという。この法が、美術品（1734年）にも拡大した。

イギリスはなんといっても産業革命の国であり、ローラー機械捺染が出現して捺染の保護の必要が生じて、意匠保護法であるといわれる「綿等の捺染保護法（1787年）」となった。さらに立体の製品デザイン（1942年）へと対象を広げ、特許庁が特許的なデザインモノポリーを登録する制度へと発展した。図書「ヴィクトリア&アルバート美術館（ロンドンにある有名な美術館）」もこうした発展史の資料として参考になる。米国、日本もこのイギリス類型に入る。この類型をW.Wallace（1960年代頃にイギリスで活躍）は“Patent・アプローチ”（特許的方法）といった。

フランスでは、1711年にリヨンの絹織物ギルド内でデザイン機密を漏洩することを禁止する命令が発せられた。これが世界の意匠保護の起源とされる。絹織物にとってそのデザインは商品価値、芸術価値を決める重要な要素であった。

フランス革命前の1787年には、宣誓書を添えてデザイン・スケッチ（図面）を機関事務所に寄託する規定がおかれ（図書「リヨン織物美術館」もこうした発展史の資料として参考になる）そして裁判所へ寄託登録をし、著作権的な相対権であるこの権利の有効無効については訴訟に委ねる制度へと発展し、隣国ドイツなどへも広がった。この類型をW.Wallace

は、“コピーライト・アプローチ”（著作権的方法）といった。

“デザイン・アプローチ”

ところが近年、第3の類型が現れた。“デザイン・アプローチ”（EU意匠規則法案のグリーンペーパーではこのように説明している）という新しいEU類型である。

2002年からスタートしたEU意匠規則では、単一の意匠権がEuropean Union（EU）加盟国の全域に及ぶ。

その特徴は、出願・登録することなく、市場化することによって発生し、3年間に限って短ライフサイクルな製品デザインの模倣に対抗することができる権利（相対権）である非登録共同体意匠権 Unregistered Community Design と、出願・登録を要件とし、最長25年までの排他的な保護を受けることができる権利（絶対権）である登録共同体意匠権 Registered Community Design（2003年から運用開始）という2段階の権利の保護システムから成っている点にある。

運用開始後、EUにおける意匠出願の行動が、各国特許庁に対する出願からスペインのアリカンテにあるOHIM（EUの商標・意匠庁）へのEU出願にシフトしている。またEU加盟国がこの5月から25カ国に拡大したことを考え併せると、EU型類型が欧州の中心的存在になることは疑いないだろう。冒頭の写真は、OHIMに出張したときのショットである。この建物は、地中海とリゾート地であるアリカンテ市街が一望できる素晴らしいロケーションにある。

これから先、日本のデザイン保護の運用や制度のあり方、国際意匠保護制度であるヘーグ協定とのつき合いなどを考える上でも、歴史の変遷

を辿りながらあれこれ考えることは、時間がかかるがとても大事なワークである。

審査は、^{かんけん}観見二つの“みる”

知り合いに勧められて、空手の手ほどきを受けたことがある。そのときの師範が、“みる”には「観」と「見」の二つがあり、両方が大事であるというようなことを言っていた。

「見る」は物を目で感じて“みる”ことであり、「観る」は観察つまり念を入れてよく“みる”ことである。倒すか倒されるかの武道などの真剣勝負の場面を思い浮かべてもらえばわかることだが、「見る」は、相手の

動きの全体を常に“みる”ことであり、「観る」は、相手の細部の動きを注意深く“みる”ことであり、どちらが欠けても一撃をくらうことになる。「観見(かんけん)二つの“みる”」にはそんな含みがあるようだ。

これを自己流に勝手に解釈をし、仕事上での座右の銘とさせていた。出願書類を入念に「観る」審査というワークはとても大事なことであるが、「観る」ことだけで完結した審査と言えるだろうか。

「見る」ことの勧め

若い審査官には、多いに「見」て体感してほしい。大手の企業には出

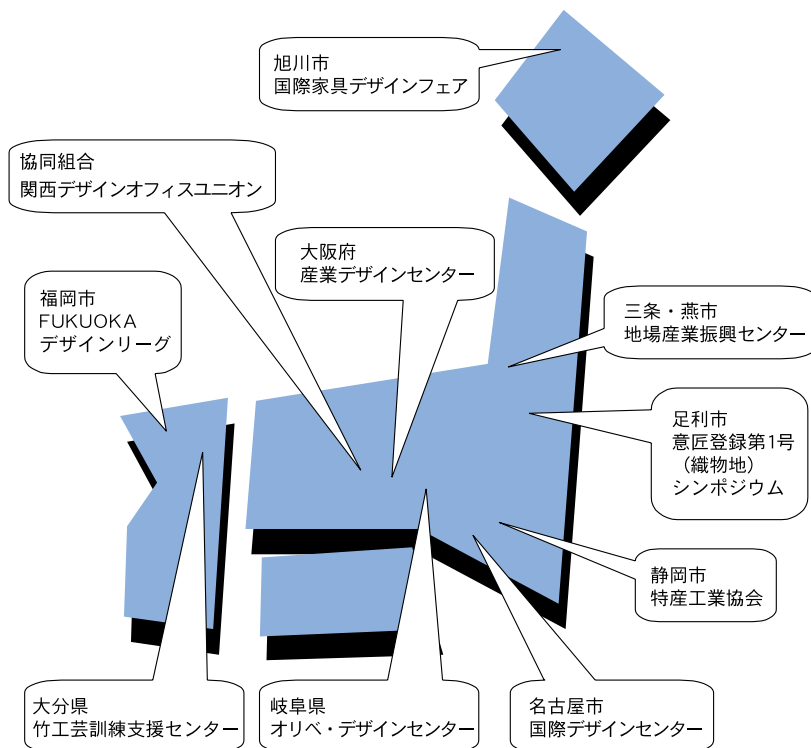
張に行く機会が幾度とあるだろうが、地方にも積極的に出掛けてほしい。マップは私が課長に就任してから出張で訪問し、デザインの創造と保護についての講演や意見交換をした地域デザインのマップである。私が訪問したのはほんの一部であり、この他にも沢山の地域デザインセンター、デザインに力をいれる地場産地がある。

北の大地では、国際家具デザイン・コンペとフェスティバルを開催する旭川家具が印象深かった。オリベイズム(語源は、大胆な発想で焼き物などをデザインした、武将であり茶人の「古田織部」の美意識)という地域ブランド興しを展開する岐阜県のオリベ・デザインセンターは、これからの地域デザイン政策を考える上でとても参考になった。西の福岡市は、デザイン都市を目指そうという意気込みを感じた。いずこも厳しい経済状況にあるが、地域デザインには後に引けない切実感とたくましさがある。

機会に限りがあるだろうが、海外の状況も大いに「見」てほしい。コリアンデザイン・コリアンパワーを標榜する韓国、模倣問題を抱えるが世界一の意匠出願大国になった中国など、アジアのデザインには元気があって面白い。アセアンの家電製品デザインの市場では、日本メーカーが占めていたトップのシェアの座を、サムソンなどの韓国メーカーが取って代わりつつあるという記事を目にする。

去年インドネシア出張で見聞したデザイン事情が記憶に焼き付いている。期待した南国情緒に反し、ジャカルタの街は既に車で溢れ、空気汚染におそわれていたが、デザイナーやDGIPR(インドネシア知財総局)のマインドはかなり上がっており、途上国の胎動が体感できた。

地域デザインセンター等訪問マップ





インドネシアのカーデザイン・ニューモデル

写真は、インドネシアのバンドン市で開催されたデザイン保護についてのシンポジウム会場で展示された、インドネシアでデザインされたカーモデルである。このカーデザイン、どうでしょうか！

若手の審査官には、フィールドにどんどん出ていって見聞を広めるよう心がけてほしい。

デザイン・ブランドによる競争力

日本の国際競争力は1990年をピークに低下し、2002年には世界で30位という数字もある。国際競争力の強化策の柱が、知的財産立国の途であるが、デザイン・ブランドも競争力再生のキーワードの一つである。

ここでいう“ブランド”とは、商標という狭義のものではなくて、「顧客・生活者が、その企業・商品・サービスに接することによってしか得られない『世界』に触れ、そ

の価値を享受し、満足することである」（後述の研究会報告書）という広義のものである。企業と生活者とのタッチポイントに築かれたこの“独自の世界”、これがブランドであり、ここにいかに価値ある無形の資産を創造すべきかというのがブランド論である。

アメリカ・インターブランド社による2002年の世界ブランド・ランキング調査によれば、トヨタ12位、ホンダ18位、ソニー21位で、100位以内に日本企業はたった6社しか入っていない。つまり、日本はブランド下手な国ということになる。宝石の原石も磨かないと、ただの石ころにすぎないという訳である。

経済産業省は戦略的デザイン活用研究会を設置し、「デザインはブランド確立への近道」という報告書を昨年6月に発表した。ブランドには、技術×デザイン×商標×宣伝×経営……などなどいろいろ要素が関係するが、デザインの貢献度は大きく、

「技術が成熟している製品分野や国際競争が激しい製品分野においてはデザインを有効に活用することでブランドを確立しなければ産業競争力を維持できない」ということをこの報告書は述べている。これは、日本のブランド下手に対する警鐘である。

こうした研究や知財推進計画を受けて、デザインの創造・保護・活用というサイクルを社会が望むより魅力あるものとするための意匠制度のあり方について、2005年度を目途に鋭意検討しているところである。次代を担う若手・中堅審査官の皆さんで、期待されるデザイン知財のあり方について、甲論乙駁をおそれず大いに議論してほしい。

審査官であり、行政官であり

時を得る、時を失うなどの言葉がある。“時間”は、商品展開が速く、ライフサイクルが短いものが多いデザイン創造サイクルにおいて、とても重要な要素である。

こうした要請から、意匠課では、審査のスピードアップにこれまで最大力を投入してきた。FA12目標（12月以内にファーストアクションを終わらせる）、DR1目標（1年以内に意匠登録まで終わらせる）を社にし、審査官が一丸となって努めた甲斐あってか、現在のFA期間は約8月にまで短縮化することができた。苦節10年の言葉どおり、その到達にはそれでも10年の歳月を要した。

だが、これでこと足れりということではない。2001年の産業界の動向調査（平均FA期間が9月の時点での調査）では、更なる早期化を望む意見が大企業で41%、中小企業で60%に上り、分野別（グラフは割愛）ではHグループ（家電製品等）で65%、Bグループ（衣服等）で62%の順で強い要望があった。

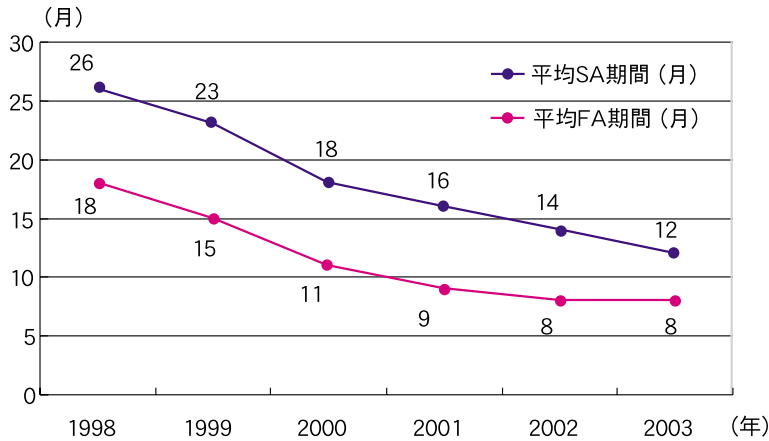
スピードアップに関する要望以外では、審査内容の明確化を望む意見がかなり多い。弁理士に対する動向調査も概ね同様な結果であった。こうした調査、分析、意見聴取を踏まえ、意匠課では、これらを「意匠審査の三つの目標」に取りまとめて実行中であるが、見直しは今後も絶え

ず求められるであろう。

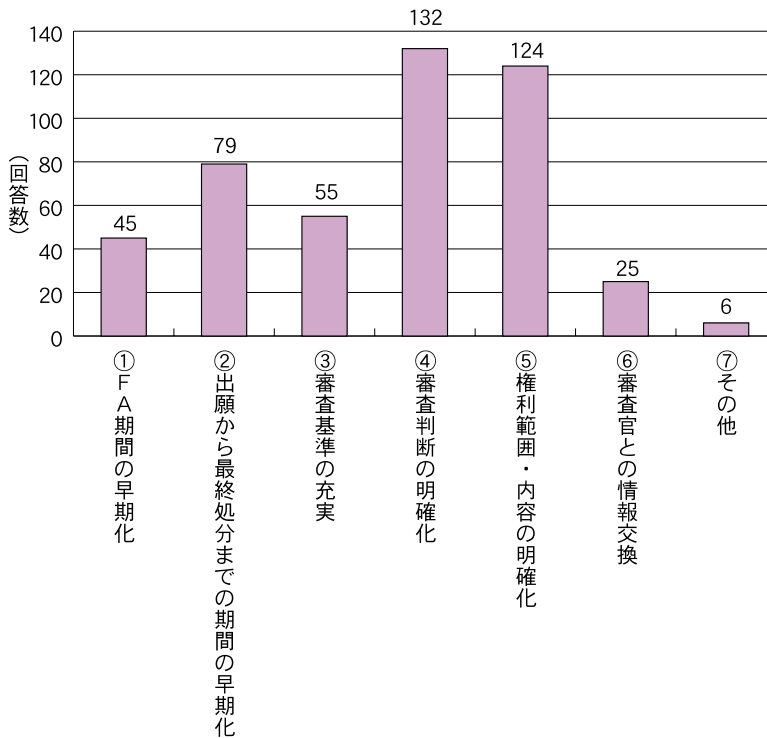
意匠審査官にとって、実体審査が身過ぎ世過ぎの要であることは言うまでもない。他方で、デザインの創造・保護・活用・人材育成に係わる意匠行政の課題の解決も待つてはくれない。意匠審査官は絶対人数が少くないから、審査官としての仕事をし、

そして行政官としての仕事もし、この二つを同時に、あるいは交互に、しかも器用にこなしていかなければならないように思う。

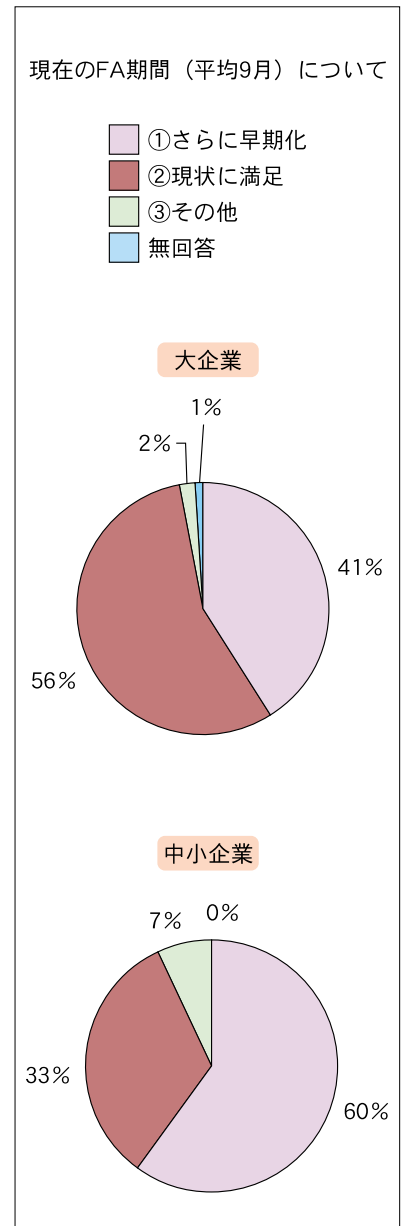
あれこれ書きましたが、本稿が、デザイン知財に対する期待に応える議論の波紋を広げる一石にでもなれば幸いです。



意匠審査の平均FA・SA期間推移



意匠審査に期待するもの



FA期間に関する要望